

## 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達（案）に対する意見募集の結果について

令和8年6月1日

経済産業省

大臣官房産業保安・安全グループ

製品安全課

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達（案）について意見募集を行いました。

お寄せいただいた御意見に対する考え方を、別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

今回御意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

### 1. 実施期間等

#### (1) 意見募集期間

令和8年3月31日（火）～令和8年4月29日（水）

#### (2) 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送又は電子メールにより御意見を募集。

## 2. 提出意見の総数等

(1) 提出意見数：3件

(2) 提出意見の概要及びそれに対する考え方

※ 提出意見は整理又は要約しています。

番号	提出意見	提出意見に対する考え方
1	<p>J1000 を旧来の運用から旧解釈別表第四及び解釈別表第八の通信回線を利用した遠隔操作機構の要求に準じた全面見直しについては賛同できますが、用語の使い方について再検討願います。</p> <p>参考とされた解釈中の「公衆回線」を「公衆のネットワーク」に変更されていますが、3：要求事項の適用に当たっては、この用語が重要な位置付けになります。</p> <p>一方、J60335-1(2024) [JIS C 9335-1:2023] では、同じ「公衆のネットワーク」の用語が用いられ、3.11.3 定義の注釈に具体的事例も示されていますが、J1000 の2.2:「公衆のネットワーク」を含む通信回線の定義との相違点も見受けられます。</p> <p>J1000 の1：適用範囲のただし書きから、J1000 と J60335-1(2024) の併読はないものの、誤解を招くおそれがあります。このため、用語の定義を含めて見直しするか、本改正においては参考とされた解釈同様の「公衆回線」を用いることが妥当と考えます。</p>	<p>J1000 改正案に用いられる「公衆のネットワーク」と、J60335-1(2024)に用いられている「公衆のネットワーク」とは、同じ用語であるものの、その定義には相違点が見受けられるとのご指摘を踏まえ、今回の改正では「公衆回線」を「公衆のネットワーク」に変更する見直しは行わず、従来どおり「公衆回線」を用いることといたします。</p>
2	<p>近年、2～8MWh 規模の系統用蓄電所の設置が全国的に進展しております。</p> <p>これらの蓄電所については、多くの事業者において「使用前自己確認」が適切に実施されている一方で、太陽電池発電所等と異なり、当該確認結果の提出義務が制度上明確に規定されていないことから、一部の設置者において、使用前自己確認を実施しないまま系統連系</p>	<p>「2～8MWh 規模の系統用蓄電所」については、電気事業法に基づく事業用電気工作物に該当するものと考えられます。事業用電気工作物は、電気用品安全法の規制対象である電気用品には該当しないため、いただいたご意見については、本意見募集における検討の対象外とさせていただきます。</p>

<p>が行われている事例が散見されます。</p> <p>蓄電所は、PCS（パワーコンディショナ）、蓄電池設備、EMS（エネルギーマネジメントシステム）等、複雑かつ高度な電力設備で構成されており、適切な試験・確認を経ずに運用を開始した場合、以下のようなリスクが想定されます。</p> <p>系統への不安定な出力（周波数・電圧変動）</p> <p>PCSの誤動作・保護協調不良</p> <p>蓄電池の異常発熱・火災等の重大事故</p> <p>保護装置の未整備による事故拡大</p> <p>これらは、電力システムの安定性のみならず、公衆安全の観点からも重大な影響を及ぼすおそれがあります。</p> <p>つきましては、蓄電所における保安水準の確保および事故未然防止の観点から、以下の措置についてご検討いただきたく存じます。</p> <p>■ 提言内容</p> <p>蓄電所に係る使用前自己確認の実施義務の明確化</p> <p>使用前自己確認結果の所管行政庁（産業保安監督部）への提出義務化</p> <p>確認項目および判定基準の標準化（PCS、蓄電池、保護装置、連系保護等を含む）</p> <p>未実施または不備が認められた場合の是正措置の明確化</p>	<p>（参考）電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）</p> <p>第二条 この法律において「電気用品」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>一 一般用電気工作物等（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条第一項に規定する一般用電気工作物及び同条第三項に規定する小規模事業用電気工作物をいう。）の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であつて、政令で定めるもの</p> <p>二 携帯発電機であつて、政令で定めるもの</p> <p>三 蓄電池であつて、政令で定めるもの</p>
<p>3 『2年で買い替え』モデルからの脱却：</p> <p>通信端末等で見られる「短期間での買い替え」を前提とした市場構造は、資源の無駄であり国民への過度な負担である。技術基準の策定にあたっては、海外で進む「修理する権利」や「長寿命設計」を積極的に取り入れ、一つの道具を20年以上大切に使い続けられる誠実なものづくりを強力に後押しすべきである。</p> <p>独自のガラパゴス規制の排除：</p> <p>日本独自の「重箱の隅をつつく」ような基準検証に時間をかけ、結果的にコストを跳ね上げる悪癖を改めよ。世界標準の安全基準を速や</p>	<p>いただいたご意見については、本意見募集の対象である電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達（案）の内容と直接関係しない事項に関するものと考えられるため、提出意見に対する考え方は示しませんが、今後の参考とさせていただきます。</p>

	かに採用し、余計な検証コストを製品価格の低廉化と長寿命化に回すべきである。	
--	---------------------------------------	--

(3) 意見募集を実施した際の J1000(2026)からの修正

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達(案)について、意見募集を実施した際の「J1000(2026) 通信回線を利用した遠隔操作に対する要求事項」の修正箇所は、下記のとおりです。

修正箇所(項目番号)	修正内容	備考
2.2	「公衆のネットワーク」を「公衆回線」に修正。	用語の修正
3.2 a) 5)	なお、修正後の J1000(2026)は別添のとおり。	
3.2 a) 6)		
3.2 b) 5)		
3.2 b) 6)		